

新潟市国民保護協議会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 新潟市国民保護協議会の設置にあたり、広く市民の意見を反映させるため、新潟市国民保護協議会委員の公募について必要な事項を定めるものである。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2名とする。

(公募方法)

第3条 公募は、募集要項を市報にいがたなどに掲載することにより行う。

(応募資格)

第4条 公募により委員に応募できる者は、募集締切日現在で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市に在住する者
- (2) 年齢が20歳以上の者
- (3) 平日の昼間行う会議に出席可能な者
- (4) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (5) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない者

(応募方法)

第5条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号(昼間連絡先)を記載したものを作文に添えて、持参、郵送、E-mailにより応募するものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため「新潟市国民保護協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 危機管理監
- (2) 防災課長
- (3) 危機対策課長

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の協議により行う。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、危機管理防災局に置く。

(結果の通知)

第9条 公募委員の選考の結果は、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月4日より施行する。

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年7月1日より施行する。